令和８年度　所得控除額等計算一覧表

※控除額はすべて、市・県民税における計算です。所得税の確定申告や源泉徴収票の額とは異なりますので、ご注意ください。

例１

令和 7 年分　給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	近江八幡市 桜宮町236			
	氏名	八幡 太郎			
給与・賞与	2,835,000	1,601,000	2,392,254	扶養親族の数	2人
社会保険料等の金額	280,000	配偶者(特別)控除の額		障害者の数(本人を除く)	特別 1人 / その他
摘要					
	992,454	115,000	46,800	180,000	

給与収入金額

源泉徴収税額がある方は所得税の確定申告の対象となることがあります。

例２

令和７年分　公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	近江八幡市安土町小中18番地			
	フリガナ	アヅチ ハナコ	生年月日	明 大 昭(○) 平 令 年	
	氏名	安土 花子		28 年 1 月 15 日	
区分	支払金額	控除の合計額	源泉徴収税額	控除後の金額	
所得税法第203条の2第1号・第4号適用分	2 298 000 円		17 450 円		
所得税法第203条の2第2号・第5号適用分					
所得税法第203条の2第3号・第6号適用分					
所得税法第203条の3第7号適用分					
未	人	法第203条の3第8号適用分の数	特別障害者	障害者の数	扶養親族の数 / 16歳未満扶養親族の数	社会保険料の額
特	特 その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他	16歳未満	特定	その他		
		未										66 000 円

公的年金等収入金額

※実際の様式と異なる場合があります。

【給与所得】

複数から給与（アルバイト・パート）をもらっている場合はその収入額の合計を記載してください。

給与等の収入金額	A ＿＿＿円
A の金額(円)	給与所得の金額
～650,999	0円
651,000～1,900,000	A－650,000 ＿＿＿円
1,900,001～3,599,999	A ÷ 4（千円未満の端数切捨て） B ×2.8－80,000 ＿＿＿円
3,600,000～6,599,999	B ＿＿＿,000円 B ×3.2－440,000 ＿＿＿円
6,600,000～8,499,999	A ×0.9－1,100,000 ＿＿＿円
8,500,000～	A－1,950,000 ＿＿＿円

【公的年金等の雑所得】

複数から年金をもらっている場合は、その収入金額の合計を記載してください。

公的年金等の雑所得の収入金額	A ＿＿＿円	公的年金等雑所得の金額
年齢区分	A の金額(円)	公的年金等雑所得の金額
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円以下
昭和三十六年一月一日以後に生まれた方	～1,299,999	A－600,000 ＿＿＿円
	1,300,000～4,099,999	A ×0.75－275,000 ＿＿＿円
	4,100,000～7,699,999	A ×0.85－685,000 ＿＿＿円
	7,700,000～9,999,999	A ×0.95－1,455,000 ＿＿＿円
	10,000,000～	A－1,955,000 ＿＿＿円
昭和三十六年一月一日以前に生まれた方	～3,299,999	A－1,100,000 ＿＿＿円
	3,300,000～4,099,999	A ×0.75－275,000 ＿＿＿円
	4,100,000～7,699,999	A ×0.85－685,000 ＿＿＿円
	7,700,000～9,999,999	A ×0.95－1,455,000 ＿＿＿円
	10,000,000～	A－1,955,000 ＿＿＿円

※公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円までの場合は10万円、2,000万円を超える場合は20万円が、上記の計算式で算出した公的年金等の雑所得から更に加算されます。

【所得金額調整控除】

①給与等の収入金額が850万円を超える方のうち、次の（1）～（4）のいずれかの要件を満たす場合には、給与所得から控除します。
（1）特別障害者に該当する方
（2）特別障害者である同一生計配偶者を有する方
（3）特別障害者である扶養親族を有する方
（4）22歳以下の扶養親族を有する方

所得金額調整控除＝（「給与等の収入金額」）－850万円）×10%
※「給与等の収入金額」が1,000万円を超える場合には、1,000万円として計算します。

②給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方ある方で、それらの合計額が10万円を超える場合は、所得金額調整控除額を給与所得の金額から控除します。

所得金額調整控除
＝「給与所得控除後の給与等の金額」＋「公的年金等に係る雑所得の金額」－10万円
※「給与所得控除後の給与等の金額」が10万円を超える場合は、10万円として計算します。
※「公的年金等に係る雑所得の金額」が10万円を超える場合は、10万円として計算します。

【一時所得】

一時所得の収入金額	A ＿＿＿円
収入を得るために支出した金額	B ＿＿＿円
A－B	（赤字のときは０） C ＿＿＿円
特別控除額	（50万円、C が50万円に満たない場合はCの金額） D ＿＿＿円
C－D	E ＿＿＿円
E×0.5	＿＿＿円

雑損控除額の計算

A	損害金額(合計) ＿＿＿円
B	保険金などで補てんされる金額 ＿＿＿円
C	A－B(差引損失額) （赤字のときは０） ＿＿＿円
D	総所得金額等の合計額 ＿＿＿円
E	D×0.1 （赤字のときは０） ＿＿＿円
F	C－E （赤字のときは０） ＿＿＿円
G	このうち災害関連支出の金額 ＿＿＿円
H	G－50,000円 （赤字のときは０） ＿＿＿円
I	F とHのいずれか多い方の金額 ＿＿＿円

医療費控除額の計算

(通常の医療費控除を受ける場合)

A	支払った医療費 ＿＿＿円
B	保険金などで補てんされる金額 ＿＿＿円
C	A－B （赤字のときは０） ＿＿＿円
D	総所得金額等の合計額 ＿＿＿円
E	D×0.05 （赤字のときは０） ＿＿＿円
F	10万円とEのいずれか少ない方の金額 ＿＿＿円
G	C－F ＿＿＿円

※最高 200 万円、赤字のときは０

(セルフメディケーション税制を受ける場合)

A	支払った金額 ＿＿＿円
B	保険金などで補てんされる金額 ＿＿＿円
C	A－B （赤字のときは０） ＿＿＿円
D	C－12,000円 ＿＿＿円

※最高88,000円、赤字のときは０。通常の医療費の控除を受ける場合はこの控除を受けられません。

社会保険料控除額の計算

A	給与・年金控除分 ＿＿＿円
B	国民健康保険料 ＿＿＿円
C	国民年金保険料 ＿＿＿円
D	その他 ＿＿＿円
E	合計 A+B+C+D ＿＿＿円

生命保険料控除額の計算

一般生命保険料

A.旧契約支払額		＿＿＿円
A の金額	～15,000円	A の金額 ＿＿＿円
	15,001円～40,000円	A ×0.5＋7,500円 ＿＿＿円
	40,001円～70,000円	A ×0.25＋17,500円 ＿＿＿円
	70,001円～	35,000円

B.新契約支払額		＿＿＿円
B の金額	～12,000円	B の金額 ＿＿＿円
	12,001円～32,000円	B ×0.5＋6,000円 ＿＿＿円
	32,001円～56,000円	B ×0.25＋14,000円 ＿＿＿円
	56,001円～	28,000円
A＋B		＿＿＿円 …F

※最高28,000円、ただしAについてのみ適用を受ける場合は最高35,000円

個人年金保険料

C.旧契約支払額		＿＿＿円
C の金額	～15,000円	C の金額 ＿＿＿円
	15,001円～40,000円	C ×0.5＋7,500円 ＿＿＿円
	40,001円～70,000円	C ×0.25＋17,500円 ＿＿＿円
	70,001円～	35,000円

D.新契約支払額		＿＿＿円
D の金額	～12,000円	D の金額 ＿＿＿円
	12,001円～32,000円	D ×0.5＋6,000円 ＿＿＿円
	32,001円～56,000円	D ×0.25＋14,000円 ＿＿＿円
	56,001円～	28,000円
C＋D		＿＿＿円 …G

※最高28,000円、ただしCについてのみ適用を受ける場合は最高35,000円

介護医療保険料

E.支払額		＿＿＿円
E の金額	～12,000円	E の金額 ＿＿＿円
	12,001円～32,000円	E ×0.5＋6,000円 ＿＿＿円
	32,001円～56,000円	E ×0.25＋14,000円 ＿＿＿円
	56,001円～	28,000円
E の控除額		＿＿＿円 …H

F＋G＋H	＿＿＿円

※最高70,000円

地震保険料控除額の計算

A	地震保険料(合計) ＿＿＿円
B	旧長期損害保険料(合計)※ ＿＿＿円

C 地震保険料	A の金額	地震保険料の控除額
	～50,000円	A ×0.5 ＿＿＿円
	50,001円～	25,000円

D 旧長期損害保険料	B の金額	旧長期損害保険料の控除額
	～5,000円	B の金額 ＿＿＿円
	5,001円～15,000円	B ×0.5＋2,500円 ＿＿＿円
	15,001円～	10,000円

E	C＋D	（最高25,000円） ＿＿＿円

※旧長期損害保険料…平成18年12月31日までに締結した損害保険契約等のうち、保険期間や共済期間が10年以上で、期間満了後に満期返戻金を支払う旨の特約がある契約等であり、かつ、平成19年1月1日以後に契約の変更をしていないもの。（ただし、その契約等の保険期間や共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除きます。）
なお、1つの損害保険契約等であ、B.いずれにも該当する場合は、選択により、いずれか一方にのみ該当するものとして控除額を計算します。

【人的控除額】

配偶者（特別）控除額の計算

A	配偶者の合計所得金額	＿＿＿円

A を下記の表にあてはめて算出してください。

			配偶者（特別）控除を受けようとする者の合計所得金額			
			900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	580,000円以下	一般	330,000円	220,000円	110,000円	0円
		老人（S31.1.1以前に生まれた人）	380,000円	260,000円	130,000円	
配偶者の合計所得金額特別控除	580,001～1,000,000		330,000円	220,000円	110,000円	
	1,000,001～1,050,000		310,000円	210,000円		
	1,050,001～1,100,000		260,000円	180,000円	90,000円	
	1,100,001～1,150,000		210,000円	140,000円	70,000円	
	1,150,001～1,200,000		160,000円	110,000円	60,000円	
	1,200,001～1,250,000		110,000円	80,000円	40,000円	
	1,250,001～1,300,000		60,000円	40,000円	20,000円	
	1,300,001～1,330,000		30,000円	20,000円	10,000円	
	1,330,001 以上		0円			

配偶者（特別）控除額	＿＿＿円

※赤枠内は控除額

扶養控除

		控除額
老人扶養親族（S31.1.1以前に生まれた人）	同居老親等	450,000円
	同居老親等以外の方	380,000円
特定扶養親族（H15.1.2～H19.1.1の間に生まれた人）		450,000円
一般の扶養親族（H19.1.2～H22.1.1及びS31.1.2～H15.1.1の間に生まれた人）		330,000円

同居老親等扶養親族とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者のいずれかとの同居を常としている人。

特定親族特別控除額の計算

A	特定扶養親族の合計所得金額	＿＿＿円

A を下記の表に当てはめて算出してください。

	特定親族の合計所得金額（円）	控除額
特定親族特別控除	580,001～950,000	450,000円
	950,001～1,000,000	410,000円
	1,000,001～1,050,000	310,000円
	1,050,001～1,100,000	210,000円
	1,100,001～1,150,000	110,000円
	1,150,001～1,200,000	60,000円
	1,200,001～1,230,000	30,000円
	1,230,001以上	0円

※H15.1.2～H19.1.1の間に生まれた方が対象です。

その他の人的控除額一覧

寡婦控除	260,000円
ひとり親控除	300,000円
勤労学生控除	260,000円
障害者控除（特別障害者）（同居特別障害者）	260,000円（300,000円）（530,000円）

同居特別障害者とは、あなたの控除対象配偶者や扶養親族が特別障害者であり、かつ、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている人。

※上記に該当する要件については、裏面「申告書の書き方」(2)所得から差引かれる控除をご覧ください。

基礎控除

基礎控除	基礎控除を受けようとする者の合計所得金額	2,400万円以下	430,000円
		2,400万円超2,450万円以下	290,000円
		2,450万円超2,500万円以下	150,000円
		2,500万円超	控除額ゼロ

※市・県民税の所得控除額です。

市・県民税の計算方法

◎令和８年１月１日現在の地方税法の内容によるものです。

(2) 総所得金額 － (3) 所得控除 ＝ 課税総所得金額 × (4) 市民税税率 ＝ 市民税所得割 － (5)～(8) 税額控除額 ＋ (9) 均等割3,000円 ｝市・県民税額
課税総所得金額 × (4) 県民税税率 ＝ 県民税所得割 － 税額控除額 ＋ 均等割1,800円 ｝市・県民税額
市・県民税額 ＋ (10) 森林環境税（国税）1,000円 ＝ 税額計

※前年12月31日の現況において障害者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当する旨の申告があり、かつ前年中の合計所得金額が135万円以下であれば非課税となります。

(1) 課税基準
① 均等割が課税される人
前年の合計所得金額が次により計算した金額を超える人
28万円×(同一生計配偶者及び扶養親族の数＋１)＋10万円＋※16万8千円
② 所得割が課税される人
前年の総所得金額等の合計額が次により計算した金額を超える人
35万円×(同一生計配偶者及び扶養親族の数＋１)＋10万円＋※32万円
※下線部分は、同一生計配偶者または、扶養親族を有する場合の加算額

(2) 総所得金額　所得税法などの規定によって計算された金額

(3) 所得控除（所得から差引かれる金額）
ア 雑損控除額……
差引損失額－総所得金額等の合計額の10%相当額 ｝いずれか多いの方の金額 ＝ 雑損控除額
差引損失額のうち災害関連支出の金額－５万円 ｝
イ 医療費控除額……左記「医療費控除額の計算」参照
ウ 社会保険料控除額……支払った金額
エ 小規模企業共済等掛金控除額……支払った金額
オ 生命保険料控除額……左記「生命保険料控除額の計算」参照
カ 地震保険料控除額……左記「地震保険料控除額の計算」参照
キ その他人的控除は左記参照

(4) 所得割の税率

課税標準額（課税所得金額）	市民税	県民税	合計
総合課税分（一律）	6％	4％	10％
分離課税分 長期譲渡	3％	2％	5％
分離課税分 短期譲渡	5.4％	3.6％	9％
分離課税分 上場株式譲渡	3％	2％	5％
分離課税分 一般株式譲渡	3％	2％	5％
分離課税分 分離配当	3％	2％	5％
分離課税分 先物所得	3％	2％	5％

※分離譲渡所得については、特例により上記以外の税率が適用される場合があります。

(5) 調整控除（税額控除）

課税所得200万円以下	課税所得200万円超
次の１と２のいずれか小さい額の５％ １．所得税との人的控除額の差額の合計額 ２．市・県民税の合計課税所得金額	〔人的控除額の差額の合計額－（住民税の合計課税所得金額－200万円）〕の５％ ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円

※合計所得金額が2,500万円を超える場合は、適用対象外となります。

(6) 寄附金控除（税額控除）
裏面一覧「寄附金支払額」Aは①②の合計額を税額控除。B－Dは①を税額控除。

《税額控除額の計算方法》
①基本控除額［対象寄附金(※1)－2千円］×［A・B：10%、C：4%、D：6%］
②特例控除額［対象寄附金－2千円］×［90%－(０～45%×1.021)］(※２)
（寄附者に適用される所得税の限界税率）
※１ 総所得金額等の30%を限度
※２ ②の額については、個人市・県民税所得割の額（調整控除後の所得割額）の20%を限度
なお、A・Bの税額控除額内訳は、市民税が５分の３、県民税が５分の２。

(7) 配当控除（税額控除）

	課税総所得金額が	
	1,000万円以下	1,000万円をこえる部分
市民税	1.6%	0.8%
県民税	1.2%	0.6%

※特定証券、投資信託等は、控除率が異なります。

(8) 配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	３／５	２／５

(9) 均等割の税率

市民税	3,000円
県民税	1,800円

※県民税には平成18年度より琵琶湖森林づくり県民税800円が含まれています。

(10) 森林環境税

森林環境税（国税）	1,000円

※令和６年度より、森林整備及びその促進のために、国税である森林環境税が市・県民税均等割と併せて賦課徴収されます。

令和８年度（令和７年分）　　近江八幡市

市民税・県民税、国民健康保険料 介護保険料、後期高齢者医療保険料 申告の説明書

申告書は、この説明書をよくお読みになってから、ご記入のうえ提出してください

申告をしていただく人

（裏面「かんたん申告チェック」を参照ください）

令和８年１月１日現在、近江八幡市内に住んでいた人で、つぎの(1)～(5)にあてはまる人（確定申告をする人を除く）

(1) 給与所得者で
ア 勤務先から給与支払報告書の提出がなかった人
イ 退職等により年末調整ができていない人
ウ 副業による所得のある人

(2) 事業による所得や不動産などの所得のある人
(3) 給与・年金所得者で、控除内容に変更のある人
(4) 所得がなく、誰の扶養家族にもなっていない人
(5) 所得がなく、市外在住者の扶養家族となっている人

※青色申告または、おおむね300万円を超える事業所得・不動産所得・分離課税の所得（株式等の配当所得、土地等や株式等の譲渡所得）のある人は、市役所では確定申告の受付は出来ませんので、税務署で申告をしてください。

申告書の提出・問い合わせ先

受付場所　近江八幡市役所　税務課
〒523-8501　近江八幡市桜宮町236番地
TEL（0748）36-5505（直通）・33-3111（代表）
FAX（0748）33-3670

安土町総合支所　安土未来づくり課
〒521-1392　近江八幡市安土町小中１番地８
TEL（0748）46-7206（直通）
FAX（0748）46-6146

月曜日～金曜日の午前９時～午後４時４５分（土日祝は閉庁）

確定申告期間中の相談日程

相談会場　近江八幡市役所
１階多目的スペース
相談日程　２月16日（月）～３月16日（月）（土日祝は閉庁）
受付時間　午前９時00分～午後３時30分
（午前11時30分以降の受付は午後の部での相談となります）
相談時間　午前の部：午前９時15分～　午後の部：午後１時15分～

・申告相談会場の混雑を避けるため、午前中のみ受付する対象学区を指定します。（午後は対象学区の指定はありません）
※対象学区の詳細については、別紙をご確認ください。（広報２月号及びホームページでも公開しています。）

[お知らせ]
開庁時間が変更になっております。
開庁時間前に市役所内には入れませんので
ご注意ください。

申告に必要なもの

（裏面「お忘れ物はないですか？チェック表」を参照ください）

(1) 令和８年度市・県民税申告書
(2) 源泉徴収票（支払者の証明書）
(3) 収支内訳書（農業所得・営業所得・不動産所得）
(4) 社会保険料控除、生命保険料控除等の支払証明書
(5) マイナンバー確認と本人確認ができるもの

マイナンバー・本人確認書類

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は
●マイナンバーカードだけで、マイナンバー確認と本人確認が可能です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

マイナンバー確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
●通知カード
●住民票の写し又は住民票記載事項証明書
（マイナンバーの記載があるものに限ります。）
などのうちいずれか１つ

＋

本人確認書類
《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
●運転免許証　●在留カード
●パスポート　●身体障害者手帳　など
（健康保険証、年金手帳、税や公共料金の領収書など写真表示のない書類の場合、２種類以上の書類添付が必要です）

かんたん申告チェック

あなたは、申告が必要ですか？確定申告？市・県民税の申告？

コール

スタート
令和8年1月1日現在、近江八幡市に住所がある方が対象です

ご入力はい ➡ いいえ

1 前年中に収入はありましたか？
- いいえ → **D へ**
- はい → 市内の親族に扶養されている
  - はい → **B へ**
  - いいえ → **C へ**

2 市内の親族に扶養されている
- はい → **C へ**
- いいえ → 前年中に収入はありましたか？
  - ★農業所得
  - ★不動産所得
  - ★営業所得（自営業・少交済など）
  - ★公的年金以外の雑所得（個人年金・シルバーなど）
  - ★給与収入がある → **1 へ**
  - ★公的年金収入のみがある → **2 へ**
  - ★保険の満期返戻金など一時的な収入がある → **3 へ**
  - ★雑選所得（土地・建物を売った収入や株式の取引による収入など）
  - はい → 近江八幡税務署で所得税の確定申告をしてください ※事前に税務署へお問い合わせください。

3 収入－必要経費－50万円＞0 である
- はい → **C へ**
- いいえ → **D へ**

A 所得税の確定申告が必要です
B 市・県民税の申告が必要です
C 所得税の確定申告、または市・県民税の申告が必要です ※金額や内容によって申告の義務が異なります
D 申告の必要はありません

お忘れ物はないですか？ チェックボックス ☑

□	**申告書（税務署から送付された知らせはがきまたは確定申告書、市・県民税の申告書）** ※送付されていない人は必ずご持参ください
□	**マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード** （マイナンバー通知カードの場合）
□	**運転免許証やパスポートなどの本人確認書類**
□	**源泉徴収票** ※給与所得者
□	**収支内訳書** ※農業所得、不動産所得のある人
□	**社会保険料控除証明書** ※国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付確認書 ※国民年金については、日本年金機構から送付された保険料控除証明書
□	**生命保険料控除証明書**
□	**地震保険料控除証明書**
□	**障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳** **障害者控除対象配偶者などを所得者と生計を共にする人**
□	**寡婦（夫）控除のみなし適用を受ける人**（事前に市役所で手続してください） ※セルフメディケーション税制の特例を選択する人は、この他に「健康診断や予防接種などを証明する書類」が必要です。（結果通知用はお渡しできません）
□	**所得金額調整控除申告書** ※初めてこの控除を受ける人は、近江八幡税務署で申告してください。
□	**申告者本人の金融機関の口座がわかるもの** ※還付を受ける人
□	**その他、所得や経費を明らかにする書類**

★確定申告の必要がなくても、源泉徴収税額がある場合、所得税の還付を受けられる場合があります。
★市・県民税の申告は、前年中に所得がなかった場合でもその旨の申告が必要です。
★所得税の還付申告については1月から税務署で受付しています。

近江八幡税務署 TEL 33－3141（代）

市役所で受付できる確定申告は、給与所得、年金所得および他の所得（事業所得・不動産所得・一時所得など）のうち簡易な内容のものです。内容により税務署をご案内する場合があります。

申告書の書き方

あなたの住所、氏名、フリガナ、生年月日、電話番号、職業、個人番号を書いてください。

(2) 所得から差し引かれる控除

社会保険料控除	前年中に支払った健康保険、厚生年金、国民年金、介護保険などの保険料です。
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金の企業型・個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金の合計額です。
生命保険料控除	前年中にあなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人とする生命保険契約について支払った保険料の金額に基づき控除される金額です（計算は裏面のとおりです。）。 支払金額の計上区分については控除証明書の区分を確認ください。
地震保険料控除	前年中に支払った地震保険料控除の対象となる保険契約について支払った保険料や掛金の金額に基づき控除される金額です（計算は裏面のとおりです。）。 支払金額の計上区分については控除証明書の区分を確認ください。
寡婦控除	ひとり親に該当しない人で、次のいずれかに当てはまる人です。 (1)夫と死別、離婚した後再婚していない人又は夫が生死不明などの人で子以外の扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下である人。 (2)夫と死別した後再婚していない人や、夫が生死不明などの人で、合計所得金額が500万円以下である人。
ひとり親控除	婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件の全てに当てはまる人です。 (1)その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 (2)生計を一にする子（他の人に扶養されている子は除く）を有し、その子の総所得金額等が58万円以下であること。 (3)合計所得金額が500万円以下であること。
勤労学生	学生や生徒で、前年の合計所得金額が85万円以下で、自己の勤労によらない所得が10万円以下の人です。
障害者控除 ・（普通）障害者	あなたやあなたの扶養親族が特別障害者以外で身体障害者手帳等を有する人です。
障害者控除 ・特別障害者	あなたやあなたの扶養親族が重度の知的障害者と判定された人、身体障害者手帳の1級または2級の人、精神障害者保健福祉手帳の1級の人等です。
配偶者控除 ・（一般）配偶者 ・老人配偶者	合計所得金額が1,000万円以下の人と生計を一にする配偶者（青色事業専従者、内縁関係を除きます）のうち、前年の合計所得金額が58万円以下の人です。老人配偶者は昭和31年1月1日以前の生まれ（年齢70歳以上）で上記の要件に該当する人です。
配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円以下の人と生計を一にする配偶者（事業専従者、内縁関係を除きます）のうち、前年の合計所得金額が58万円を超え、133万円以下の人です。
扶養控除 ・（一般）扶養親族 ・特定扶養親族 ・老人扶養親族	あなたと生計を一にする配偶者以外の親族（年の途中で死亡した人も含まれます）で、前年中の合計所得金額が58万円以下の人です。特定扶養親族は平成15年1月2日以後平成19年1月1日以前の生まれ（年齢19歳以上23歳未満）また、老人扶養親族は昭和31年1月1日以前の生まれ（年齢70歳以上）でそれぞれ上記の要件に該当する人です。
特定親族特別控除	あなたと生計を一にする平成15年1月2日以降平成19年1月1日以前生まれ（年齢19歳以上23歳未満）の親族で、前年の合計所得金額が58万円を超え、123万円以下の人です。
雑損控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が災害（火災、地震、水害等）や盗難、横領にあった場合に控除される金額です。
医療費控除 ※①②のいずれか選択	①前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他親族のために医療費を支払った場合に控除される金額です（最高200万円）。 ②前年中に健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う人が、あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に控除される金額です（最高8万8千円）。

「同一生計配偶者」と「控除対象配偶者」
納税義務者と（申告者）と生計を一にする配偶者のうち前年の合計所得金額が58万円以下の配偶者を「同一生計配偶者」といい、この者のうち前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者を「控除対象配偶者」といいます。

※実際の様式と異なる場合があります。

受付印

令和８年度 市民税・県民税 国民健康保険料 介護保険料 後期高齢者医療保険料 申告書

SHIKENMINZEI SHINKOKUSHO

宛名番号
業種又は職業
電話番号
現住所
1月1日現在の住所 近江八幡市
近江八幡市長 宛
提出年月日 年 月 日
フリガナ
氏名
個人番号
生年月日

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除
- 社会保険料控除 — 支払った保険料
- 合計

⑭ 生命保険料控除
- 新生命保険料の計 — 旧生命保険料の計
- 新個人年金保険料の計 — 旧個人年金保険料の計
- 介護医療保険料の計

⑮ 地震保険料控除
- 地震保険料の計 — 旧長期損害保険料の計

⑫～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除
- ⑰ □寡婦控除 □死別 □生死不明 □離婚 □未帰還
- ⑱ □ひとり親控除
- ⑲ □勤労学生控除（学校名）

⑳ 障害者控除
- 1 氏名 — 障害の程度
- 2 氏名 — 障害の程度

㉑～㉔ 配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者、扶養控除、特定扶養親族特別控除
- 配偶者の合計所得金額
- 氏名 / 個人番号 / 生年月日 / 関係 / 同居等区分 / 控除額
- 別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「10」に氏名、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。
- 扶養控除額の合計

㉕ 雑損控除
- 損害の原因
- 損害年月日
- 損害を受けた資産の種類
- 損害金額
- 保険金などで補塡される金額
- 差引損失額のうち災害関連支出の金額

㉖ 医療費控除
- 支払った医療費等
- 保険金などで補塡される金額

1 収入金額等	事業	営業等	ア
		農業	イ
	不動産		ウ
	利子		エ
	配当		オ
	給与		カ
	雑	公的年金等	キ
		業務	ク
		その他	ケ
	総合課税	短期	コ
		長期	サ
	一時		シ
2 所得金額	事業	営業等	①
		農業	②
	不動産		③
	利子		④
	配当		⑤
	給与		⑥
	雑	公的年金等	⑦
		業務	⑧
		その他	⑨
	合計（⑦＋⑧＋⑨）		⑩
	総合課税・一時		⑪
	合計		⑫
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		⑬
	小規模企業共済等掛金控除		⑭
	生命保険料控除		⑮
	地震保険料控除		⑯
	寡婦、ひとり親控除		⑰/⑱
	勤労学生、障害者控除		⑲/⑳
	配偶者（特別）控除		㉑/㉒
	扶養控除		㉓
	特定親族特別控除		㉔
	基礎控除		㉕
	⑬から㉕までの計		㉖
	雑損控除		㉗
	医療費控除	区分	㉘
	合計（㉖＋㉗＋㉘）		㉘

◎医療費控除やセルフメディケーション税制による税額の控除を受ける場合は「区分」欄に「1」を記入してください。

※裏面にも記載する欄（所得のなかった方の記入欄を含む）がありますので、注意してください。

国外居住の配偶者・親族がいる場合
控除を適用するには、送金証明と親族関係を証明する書類の添付が必要です。
また、30歳以上70歳未満の国外居住親族については、「留学生」「障害者」「38万円以上の送金を受けている人」の場合のみ扶養控除を計上できます。

○所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人
平成28年から令和７年までに入居した方（新築又は増改築後の当該住宅に係る居住年が平成28年から令和７年までの各年である方）で、当該新築又は増改築をした住宅について所得税の住宅ローン控除の適用がある方で、所得税から住宅ローン控除が引ききれていない場合、市・県民税の住宅ローン控除が適用される場合があります。
（確定申告、又は年末調整で所得税の住宅ローン控除の適用を受ける必要があります）。

16歳未満の扶養親族（H22.1.2以後生）
非課税限度額算定等の際に使用するため申告が必要です。
控除の判定は令和７年12月31日の現況によります。
（死亡の場合は、死亡の日）

(1) 所得金額

営業等	販売、飲食、製造、修理、サービス業など、いわゆる営業から生ずる所得と医師、弁護士、作家、外交員など自由業や漁業から生ずる所得です。必要経費は商品の原価、公租公課、雇人費、地代家賃、減価償却費などです。	別途、収支内訳書の作成・提出が必要
農業	農産物の生産、果樹の栽培などから生ずる所得です。	
不動産	地代、家賃、アパート、船舶などの貸付料などによる所得です。必要経費は、修繕費、固定資産税、管理費などです。	
配当	株式の配当、協同組合の剰余金などです。	
給与	給料、賃金、および賞与などの所得です。給与所得の計算は、裏面のとおりです。	
雑（公的年金等）	年金、恩給などの所得です。年金（雑）所得の計算は、裏面のとおりです。	
雑（業務）	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的な所得です。	
雑（その他）	・非営業貸付金の利子、作家以外の人の印税、原稿料などの所得です。必要経費は図書購入費、調査研究費、交通費などです。 ・生命保険契約等に基づく個人年金などの所得です。	
総合課税の譲渡	土地、建物等以外の機械、器具、備品などの資産を譲渡して得た所得です。特別控除額は50万円です。	
一時	生命保険契約等の満期返戻金、競輪、競馬などの払戻金など一時的な所得です。特別控除額は50万円です。計算は裏面のとおりです。	

◎変動所得、臨時所得（漁獲、原稿料、印税、職業野球の契約金、補償金）のある人は、税務署までお尋ねください。

営業等・農業・不動産収入がある場合

収入金額	前年中に収入することが確定した金額
必要経費	前年中に収入を得るために要した金額
専従者控除額（白色申告）	次のうち低い方の金額 ①500,000円（事業専従者が配偶者の場合は860,000円） ②（事業所得＋不動産所得＋山林所得）÷（事業専従者＋１）
所得金額	収入金額－必要経費－専従者控除額

寄附金に関する事項

寄附金がある場合、申告書裏面の寄附金に関する事項に当該団体へ寄附した金額を記入してください。

A都道府県・市区町村分（特例控除対象）	・都道府県、市町村または特別区（特例控除対象）に対する寄附金（**ふるさと寄附金**） ・**災害義援金**として、日本政府、日本赤十字社、中央共同募金会、新聞社等の募金団体に寄附したもので、最終的に被災地方団体や義援金配分委員会等に拠出されることが明らかにされているもの
B住所地の共同募金会・日赤支部分・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）	Aに該当する共同募金会・日本赤十字社への寄附金は、ここへは含みません。上記「都道府県・市区町村分（特例控除対象）」へ計上ください。
C条例指定分　滋賀県	滋賀県の条例で県民税の税額控除対象と定められた寄附金
D条例指定分　近江八幡市	本市の条例で市民税の税額控除対象と定められた寄附金

所得税と市・県民税で控除額の異なる人的控除一覧

区分		市・県民税所得控除額	所得税所得控除額
寡婦控除		260,000円	270,000円
ひとり親控除		300,000円	350,000円
勤労学生控除		260,000円	270,000円
障害者控除	普通障害者	260,000円	270,000円
	特別障害者	300,000円	400,000円
	同居特別障害者	530,000円	750,000円
一般扶養		330,000円	380,000円
特定扶養		450,000円	630,000円
老人扶養	同居老親以外	380,000円	480,000円
	同居老親等	450,000円	580,000円

基礎控除	合計所得金額	市・県民税所得控除額	所得税所得控除額
	132万円以下	430,000円	950,000円
	132万円超336万円以下		880,000円
	336万円超489万円以下		680,000円
	489万円超655万円以下		630,000円
	655万円超2,350万円以下		580,000円
	2,350万円超2,400万円以下		480,000円
	2,400万円超2,450万円以下	290,000円	320,000円
	2,450万円超2,500万円以下	150,000円	160,000円

				配偶者（特別）控除を受けようとする者の合計所得金額		
				900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	合計所得金額（一円）	580,000以下	一般	330,000円 所）380,000円	220,000円 所）260,000円	110,000円 所）130,000円
			老人	380,000円 所）480,000円	260,000円 所）320,000円	130,000円 所）160,000円
配偶者特別控除		580,000～950,000		330,000円 所）380,000円	220,000円 所）260,000円	110,000円 所）130,000円
		950,001～1,000,000		330,000円 所）360,000円	220,000円 所）240,000円	110,000円 所）120,000円

各所得段階の所得控除額の上段の控除金額は市・県民税の所得控除額
グレー色かつ「所」がついた所得控除額は所得税の所得控除額。